

地域振興策及び風評被害対策の概要について

地域振興策及び風評被害対策については、関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応する。

1. 地域振興策

処理施設設置に当たり、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業を支援する。

① 対象事業

地元の要望を踏まえ、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策を目的として行われる幅広い事業を対象

(例) 処理施設周辺の道路整備や地域の住民が集まれるような施設

風評被害防止を目的とした観光や地域の特産品の P R

その他、周辺地域振興や風評被害対策を目的とする各種事業

② 実施形態

自治体が設置する基金に対し、基金造成費補助金を交付することを想定

③ 交付先

基金造成自治体：都道府県又は市町村

④ 交付予定金額

50 億円 (平成 27 年度予算案額) ※ 5 県合計

2. 風評被害対策

まずは風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くす。

これらの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じる。

➤ 環境省ホームページを通じたPR

- 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処理施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明



➤ 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じた理解の促進

- 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、処理施設の必要性・安全性、モニタリング、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



指定廃棄物のいまとこれから

指定廃棄物とは?

指定廃棄物の処理の流れ

一時保管と収集・運搬

焼却などの減容化

処分施設の安全性

モニタリングによる安全の確認

放射線の基礎知識